

令和3年11月14日執行 佐賀県議会議員補欠選挙（唐津市・東松浦郡選挙区）における候補者の選挙運動費用収支報告書の概要

H31 執行佐賀県議会議員選挙（以下、「H31 一般」という。）については、唐津市・東松浦郡選挙区に関するもののみである。

1 選挙運動費用収支報告書の提出率

候補者数	提出者数	提出率
4 人	4 人	100%

【参考 H31 一般では、候補者数 7 人で 100%の提出率であった。

2 収支の状況

(1) 収入

収入総額は約 10,443 千円で、H31 一般（約 14,591 千円）に比べ約 4,148 千円（28.4%）の減少となっている。

総 額

今 回	H31 一般	H31 一般との比較	増減率
10,443,000 円	14,591,353 円	4,148,353 円	28.4%

1 人当たり

今 回	H31 一般	H31 一般との比較	増減率
2,610,750 円	2,084,479 円	526,271 円	25.2%

(2) 支出

支出総額は約 8,222 千円で、H31 一般（約 17,894 千円）に比べ約 9,672 千円（54.1%）の減少となっている。

総 額

今 回	H31 一般	H31 一般との比較	増減率
8,222,183 円	17,894,164 円	9,671,981 円	54.1%

1 人当たり

今 回	H31 一般	H31 一般との比較	増減率
2,055,546 円	2,556,309 円	500,763 円	19.6%

3 収支の項目別内訳

(1) 収入

収入総額の 41.6%は、寄附である。

収入総額	収入のうち寄附	その他の収入
10,443 千円	4,343 千円（41.6%）	6,100 千円（58.4%）

【参考】H31 一般では、収入の約 39.0%が寄附であった。

## (2) 支 出

支出額が多い項目は、印刷費、人件費、広告費、食糧費の順で、この4項目で支出全体の約85%を占めている。

なお、支出額のうち、選挙公営費として、選挙運動用ポスター及びビラの作成費2,597千円を県費で負担している。支出額全体のうち選挙公営費の占める割合は、31.6%となっている。

項 目	支出額(千円)	割合(%)
人 件 費	2,025	24.6
家 屋 費	504	6.1
通 信 費	62	0.8
交 通 費	249	3.0
印 刷 費	3,132	38.1
広 告 費	1,297	15.8
文 具 費	120	1.5
食 糧 費	517	6.3
休 泊 費	0	0.0
雑 費	316	3.8
計	8,222	100.0

## 4 選挙運動費用の支出額上位者

支出額の上位者は次のとおりである。

順位	今回(R3)		H31 一般	
	候補者名	支出額	候補者名	支出額
1	桃崎祐介	3,250,285 円	富田幸樹	3,794,673 円
2	酒井幸盛	1,994,188 円	桃崎峰人	3,416,852 円
3	田中秀和	1,810,179 円	大場芳博	3,266,524 円
4	宮崎泰茂	1,167,531 円	木村雄一	2,163,828 円
5	-	-	井上祐輔	2,013,811 円

令和3年11月14日執行 佐賀県議会議員補欠選挙(唐津市・東松浦郡選挙区) 候補者別選挙運動費用収入支出表

支出の制限額 5,331,400円

唐津市・東松浦郡選挙区(選挙すべき議員の数2名、候補者数4名)

候補者名	収入		支出										計	
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費		雑費
酒井 幸盛	1,804,000	1,500,000	3,304,000	690,000	144,000	0	0	926,000	136,268	20,000	77,920	0	0	1,994,188
田中 秀和	639,000	3,000,000	3,639,000	427,400	113,000	9,901	0	831,072	344,927	9,977	21,196	0	52,706	1,810,179
宮崎 泰茂	0	800,000	800,000	100,000	0	12,254	0	633,930	258,500	4,500	2,160	0	156,187	1,167,531
桃崎 祐介	1,900,000	800,000	2,700,000	808,075	247,040	39,380	248,747	741,220	557,630	85,798	415,326	0	107,069	3,250,285
合計	4,343,000	6,100,000	10,443,000	2,025,475	504,040	61,535	248,747	3,132,222	1,297,325	120,275	516,602	0	315,962	8,222,183

(単位：円)

選挙運動に関する収支報告書

1 収支報告書の提出（公職選挙法第189条）  
 出納責任者は、候補者の選挙運動に関する事項を記載した報告書及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を出し、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 選挙期日の告示の日前まで、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に報告書を提出しなければならない。

(2) 上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告書を提出しなければならない。

2 収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第192条）  
 収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。  
 その公表は都道府県選挙管理委員会にあっては、県公報により行う。

3 収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第192条）  
 選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から3年間保存しなければならない。  
 何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

4 会計帳簿の保存（公職選挙法第191条）  
 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

5 収支報告書を提出しない又は虚偽の記入をした場合の罰則（公職選挙法第246条）  
 出納責任者に対して3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金。

選挙運動に関する支出金額の制限  
 （公職選挙法第194条、公職選挙法施行令127条）

県議選挙

$$\text{制限額} = 83 \text{円} \times \text{選挙人名簿登録者数} + 3,900,000 \text{円}$$

当該選挙区の議員の定数  
 （100円未満切上げ）

選挙区名	選挙人名簿登録者数	議員定数	選挙運動費用制限額
唐津市・東松浦郡選挙区	103,470人	6人	5,331,400円

選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日 令和3年11月4日

【参考】

平成31年4月7日執行佐賀県議会議員選挙

選挙区名	選挙人名簿登録者数	議員定数	選挙運動費用制限額
唐津市・東松浦郡選挙区	106,323人	6人	5,370,900円

## 選挙運動に関する収支報告書の費目

### 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

### 家屋費

選挙事務所の借上料、電話架設料  
個人演説会場の借上料

### 通信費

電報、電話、葉書、封書等に要する費用

### 交通費

運動員、事務員、労務者に係る交通費、その費用弁償

### 印刷費

選挙運動のために使用するポスタ - 及び葉書等の印刷費等

### 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

### 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等

### 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用  
法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用

### 休泊費

休憩費 宿泊費

### 雑費

ガス代 電気代 水道代 汲取料等

諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、おおよそ選挙運動に関する費用はすべて適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、選挙運動に関する支出でないとみなされる。

(公職選挙法第197条)

- 1 . 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- 2 . 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- 3 . 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- 4 . 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- 5 . 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- 6 . 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- 7 . 選挙運動のために使用される自動車及び船舶を使用するために要した支出